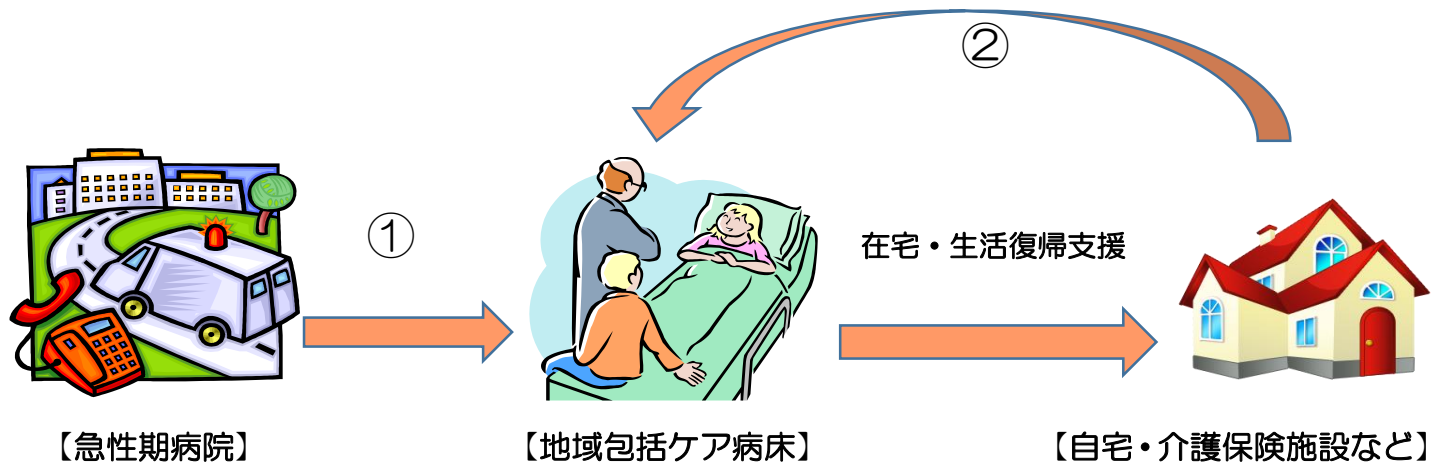


地域包括ケア入院医療管理料（地域包括ケア病床）について

当院では、平成26年6月1日から、一般病棟の34床を地域包括ケア入院医療管理料1と一般病棟入院基本料10対1へ転換しました。（地域包括ケア病床14床、一般病床20床）



地域包括ケア病床は、主に次の患者さまが対象になります。

- ① 急性期病院からの受け入れ：急性期治療は終えたがそのまま直ぐに自宅や施設へ移行するには不安のある患者さまに対して、医学的管理やリハビリテーション、看護師などによる経過観察を行いながら在宅復帰・生活復帰に向けた支援を行います。
 - ・ 急性期治療により状態は改善したが、もう少し経過観察加療が必要な方
 - ・ 急性期治療により症状は安定したが、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方
 - ・ 急性期治療後、在宅での療養準備が必要な方
- ② 自宅・介護保険施設などからの受け入れ：ご自宅で在宅医療を受けている方や介護保険施設などに入所・入居されている方で、肺炎や尿路感染症、慢性疾患の増悪などで入院治療の必要な方を受け入れます。また、在宅医療を受けている方の一時的な入院治療にも対応しています。

当院の地域包括ケア病床については、病院 ☎0276-72-3155(代)
医療相談室：加藤(カトウ)、橋本(ハシモト)までご連絡ください。